

「特別養護老人ホーム快風苑」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(指定番号 第 1470600840 号)

当施設は、ご契約者に対して介護福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護 3 以上の方（要介護 1 又は 2 の方で「特例入所の要件」に該当する方）が対象です。

◆◆目次◆◆

1. 法人の概要	表紙
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	1
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所いただく場合（契約の終了について）	7
7. 残置物の引き取り	9
8. 苦情の受付について	10

1. 法人の概要

(1) 法人名称	社会福祉法人藤心会
(2) 代表者氏名	理事長 佐 藤 之 俊
(3) 法人所在地	神奈川県藤沢市遠藤 869-4
(4) 電話番号	0466-52-7755 FAX 0466-52-7677
(5) 設立年月	2004 年（平成 16 年）3 月

2. ご利用施設

(1) 施設の種類

介護老人福祉施設

2005年（平成17年）4月1日指定 第1470600840号

(2) 施設の目的

老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホームで、介護保険法第86条に基づき指定された介護老人福祉施設です。

要介護3以上の方（要介護1又は2の方で「特例入所の要件」に該当する方）で自宅での介護を受けることのできない高齢者が入所し、日常生活に必要なサービスを受けられることを目的とした施設です。

(3) 施設名称

特別養護老人ホーム快風苑

(4) 施設の所在地

神奈川県横浜市保土ヶ谷区境木町174番1

(5) 電話番号

045-355-5563

FAX 045-355-5564

(6) 施設長（管理者）氏名

雨宮 真由美

(7) 当施設の運営方針

自宅において適切な介護を受けることが困難な要介護者を対象に、家庭的で心のこもったやさしさといったわりのある介護を提供いたします。

福祉と医療と保健の総合的ケアの充実に向けて、要介護者の一人ひとりのかけがえのない人生を安全で安心して過ごせる施設を目指します。

(8) 開設年月日

2005年（平成17年）4月1日

(9) 入所定員

70名

3. 居室の概要

(1) 居室などの概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則4人部屋ですが、本人の身体上の状況により施設側で指定させて頂くことがあります。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室(1人部屋)	2室 × 1人 = 2床	介護ベッド・衣類タンス・洗面・トイレ
4人部屋	18室 × 4人 = 72床	介護ベッド・衣類タンス・洗面・トイレ
合 計	74床 (ショートステイ4床含む)	
食 堂	2 室	
機能訓練室	2 室	
浴 室	1 室	機械浴・特殊浴槽・家庭浴槽
医 務 室	1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があつた場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して介護老人福祉施設と併設して短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算(兼務)	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1
2. 生活相談員	1名以上	1
3. 介護職員	22名以上	3:1
4. 看護職員	3名以上	
5. 機能訓練指導員	1名以上	1
6. 介護支援専門員	1名以上	1
7. 医師	1名以上	必要数
8. 管理栄養士	1名以上	1

※ 常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週 37.5 時間）で除した数です。

〈主な職員の勤務体制〉

職種	勤務体制	
1. 医師	週1回	
2. 介護職員	標準的な時間帯	
	早番：	7:30～16:00
	日中：	9:30～18:00
	遅番：	11:00～19:30
	夜間：	17:15～9:45
3. 看護職員	標準的な時間帯	
	日勤：	9:00～17:30
4. その他	日勤：	9:00～17:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費・食費を除き介護保険法が定める負担割合（自己負担分）を差し引いた額（介護保険給付額）が給付されます。

《サービスの概要》

① 居室の提供

② 食事

◇当施設では、管理栄養士の作成する献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

◇ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8時から　　昼食：12時から　　夕食：18時から

③ 入浴

◇入浴又は清拭を週2回行います。

◇寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

◇排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

◇機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

◇医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ 看取り介護

◇ご家族等が希望される場合、別紙3「特別養護老人ホーム快風苑看取り介護に関する指針」により、看取り介護を実施します。

⑧ その他自立への支援

- ◇寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ◇生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ◇清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

《サービスの概要》

① 通院または入院の際の送迎 (協力病院を目安とした施設指定区域内)

※原則として、ご家族様に付き添いをしていただきます。

② 貴重品の管理

ご利用者が日常生活を営む為、ご利用者及びその家族において行うことが困難である場合は、次のとおり貴重品管理サービスをご利用いただけます。

◇お預かりできるもの

上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑・有価証券・年金証書等

◇保管管理者

施設長

③ 理髪・美容

〔理髪・美容サービス〕

④ 個人用家電製品のリース代、私物の電気代等

⑤ 健康管理(予防接種等)

⑥ 行事・レクリエーション

行事等の内容により 500円～2000円程度の食材費等の実費をいただきます。

⑦ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録を閲覧及び複写できますが、他の利用者のプライバシーに関わる閲覧、複写はお断りする場合がございます。

⑧ 日常生活上必要となる諸費用の実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用はご負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨ 契約書第19条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金

利用料金　：　1日につき 1,100円を利用者は支払うものとします。

(3) 利用料金

別紙1 利用料金表による

(4) 利用料金のお支払方法(契約書第5条)

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算しご請求致しますので、原則として翌月末日までにご指定の金融機関の口座から自動引き落としとさせて頂きます。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

※上記支払方法が困難な場合はご相談下さい。

(5) 利用中の医療機関について

① 医療機関について

ご利用中に外部の医療機関の受診を必要とする場合、原則として、ご利用者のかかりつけの医療機関とします。(但し、遠方の場合を除く)

かかりつけの医療機関が受け入れできない場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。又、下記協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
聖隸横浜病院	横浜市保土ヶ谷区岩井町215	045-715-3111	総合病院
(医療法人社団高輪会) 新横浜デンタルクリニック	横浜市港北区小机町2461	045-478-1814	歯科
タナカ歯科クリニック	横浜市港南区上永谷5-6-23	045-847-3392	歯科

但し、緊急の場合等他の医療機関をお勧めすることもあります。

② 外部医療機関受診時の送迎について

外部医療機関受診時に施設車両の送迎を希望する場合は、原則として次の対応とします。

送迎対応時間	施設発	9:00~16:30まで
	現地発	17:00まで(16:30までにご連絡ください)
	送迎範囲	原則として、片道5km程度までの医療機関 ※詳細は、別紙2 車両送迎範囲のとおり

※上記時間・送迎範囲以外の受診等は、自家用車・介護タクシーをご手配ください。

(6) 緊急時の対応について

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、ご家族様に速やかにご連絡いたします。

(7) 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご利用者及びそのご家族様に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図る等必要な措置を講じます。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約有効期間は契約時の要介護認定の有効期間となっています。従って、以下のような事由がない限り、有効期間中はサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第13条参照）

- ① ご利用者が亡くなられた場合
 - ② 要介護認定において「自立」「要支援1」「要支援2」と判定された場合
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
 - ④ 施設の滅失や重大な毀損又は建替え等により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
 - ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
 - ⑥ 契約書第14条から第16条に基づき契約が解約、又は解除された場合
 - ⑦ 契約期間が満了した場合
 - ⑧ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
 - ⑨ 事業者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
 - ⑩ 要介護度1又は2であって特例入所の要件に該当しなくなった場合
- （平成27年3月31日までに入所したご利用者は除く）

（1）ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の14日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には即時に解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくは、サービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくは、サービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくは、サービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条）

以下の事項に概当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払わない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連續して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(4) 利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第18条）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は次のとおりです。

①検査入院等、6日以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び継続しての入所として施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり、外泊費用並びに居住費相当額をご負担いただきます。

②7日以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び継続しての入所として施設に入所することができます。

但し、入院時に予定されていた退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

なお、入院期間中は1日あたり、居住費相当額をご負担いただきます。

介護保険負担限度額認定を受けている場合でも減額対象にはなりません。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、原則として契約を解除させていただきます。

7. 残置物引取り（契約書第20条）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。また引渡し若しくは処分等にかかる費用について、ご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能ですが、残置物の処置については施設の判断で行います。

8. 苦情の受付について（契約書第22条）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口

◇苦情解決責任者	施設長	雨宮 真由美
◇苦情受付担当者	生活相談員	蟠原 將仁
※ 連絡先 特別養護老人ホーム 快風苑	TEL	045-355-5563

② 受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～17:00

※苦情受付ボックスを各階に設置しています。

（2）第三者委員による苦情の受付

施設に直接苦情を言い難い場合は、公平・中立な立場から助言等を行う第三者委員も苦情を受け付けます。

◇第三者委員

社会福祉法人 藤心会	評議員	堂本 隆司
		070-5087-1503
社会福祉法人 藤心会	評議員	大庭 茂美
		090-2765-5902

（3）行政機関その他苦情受付機関

横浜市健康福祉局 高齢施設課	所在地 電話番号 FAX 受付時間	横浜市中区本町 6-50-10 045-671-3923 045-641-6408 月曜日から金曜日 9:00～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護課 介護苦情相談係	所在地 電話番号 受付時間	横浜市西区楠木町 27-1 045-329-3447 月曜日から金曜日 9:00～17:00

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階

(2) 併設事業（当施設では、次の事業を併設しています。）

【短期入所生活介護】 2005年（平成17年）6月1日指定

【介護予防短期入所生活介護】 2006年（平成18年）4月1日指定

指定第 1470600840号

定 員 4名

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉・・・併設施設である短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業の業務を兼務いたします。

介護職員・・・ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

配置数：22名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

配置数：1名の生活相談員を配置しています。

看護職員・・・主にご利用者の健康管理や療養上のお世話を行います。

日常生活上の介護・介助等も行います。

配置数：3名以上の看護職員を配置しています。

介護支援専門員・・・ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

配置数：1名の介護支援専門員を配置しています。

機能訓練指導員・・・ご利用者の機能訓練を担当します。

配置数：1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師（非常勤）・・・ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

配置数：1名の医師を配置しています。

管理栄養士・・・ご利用者に対して、ご利用者の立場にたった栄養管理の徹底を図ります。

配置数：1名の管理栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」にて定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及び変更は契約書第2条のとおり行います。

年 月 日

介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 快風苑
説明者職・氏名 生活相談員 ・ 蜂原 将仁

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護福祉施設サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

契約者 住 所

(利用者)

氏 名

身元引受人 住 所

氏 名

電話番号

※この重要事項説明書は、横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第70号）第6条第1項の規定に基づき、入所申込者又はその家族へ重要事項説明のために作成したもので
す。